

居宅介護支援利用契約書

様(以下、「利用者」といいます)と、居宅介護支援事業者である株式会社アスイド(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定が有効である期間の満了日までとします。ただし、契約満了日までに利用者が事業者に対して書面による契約解除の通知を行わない場合、本契約は自動的に更新されます。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に基づく介護支援専門員(ケアマネジャー)を、利用者のサービス担当者として任命します。担当者の選定又は交代を行った場合は、利用者にもその担当者の名前を書面でお知らせします。また、介護支援専門員は、利用者やその家族の意向を考慮しながら、公正中立にケアマネジメントを実施します。

(居宅介護支援の範囲)

第4条 本契約に基づく、介護支援専門員が行う居宅介護支援の範囲は次に定める通りとします。

(1) 居宅サービス利用等に関する相談支援

利用者が必要とする居宅サービス等を適切に利用できるよう、利用者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

(2) アセスメント

介護支援専門員は、利用者の自宅等を訪問し、利用者とは面接を行います。この面接を通じて、利用者の心身の状況、利用者が望む生活や自立した日常生活を送るために直面している課題等を把握(以下、「アセスメント」といいます)します。

(3) サービス調整

アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。

(4) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

介護サービス等を利用するための居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」といいます)を作成します。

(5) モニタリング

少なくとも1月に1回は利用者とは面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認(以下、「モニタリング」といいます)します。

(6) ケアプランの変更

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

(7) 給付管理

ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 施設入所への支援

利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に対して介護保険施設等に関する情報を提供します。

(9) 要介護認定の申請に係る援助

利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間保管します

とができます。

3 利用者は、利用者本人に関連するサービス実施記録の写しを受け取ることができます。

(料金)

第6条 要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第7条 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(事業所からの契約解除)

第9条 事業者は、次の事由に該当した場合は、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉じた場合
- (2) 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (3) 利用者又はその家族が、事業者及び介護支援専門員に対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び介護支援専門員は、本契約による居宅介護支援を提供するにあたって知り得た利用者等の秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、居宅介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第12条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者またはその家族からの要求があった場合には、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、利用者からの相談や苦情に対応するための専用窓口を設置します。この窓口では、事業者が提供する居宅介護支援や居宅サービス計画に基づくサービスに関連する要望や苦情に、速やかに対応します。

(善管注意義務)

第14条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します

(本契約に定めのない事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関して訴訟が必要となる場合、利用者と事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所として事前に合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 〈事業所名〉株式会社アスイド
〈住 所〉埼玉県川越市旭町3丁目20-12
〈代表者名〉石澤 明日香 (説明者: 奥富 康子)

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

代理人

〈住 所〉

〈氏 名〉 _____ (続柄 _____)

居宅介護支援 重要事項説明書

令和8年6月1日現在

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏名	奥富 康子
----	-------

2 事業者(法人)の概要

事業所(法人)名	株式会社アスエイド
所在地	埼玉県川越市旭町3丁目20-12
連絡先	049-220-1105
代表者名	石澤 明日香

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所アスエイド
所在地	埼玉県川越市旭町3丁目20-12
連絡先	049-238-6001
事業所番号	1170405789
管理者名	河野 亜弓

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	9時00分から18時00分

※土日曜・祝日・年末年始(12/30~1/3)は休み

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1	常勤	管理者と兼務
主任介護支援専門員	2	常勤	
介護支援専門員	1	常勤	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	川越市全域、ふじみ野市全域
---------------	---------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社アスエイドが設置運営する居宅介護支援事業所アスエイドが行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適切な居宅サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	(居宅介護支援の運営方針) 1. 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2. 居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。 4. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 5. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。 6. サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。 7. 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。 8. 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法は以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	救急車の同乗 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 家事の代行業務 直接の身体介護 金銭管理
-----------------	---

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)(地域区分 1単位:10.42円)

取扱い件数区分	料金(単位数)			
	要介護1・2		要介護3～5	
居宅介護支援(i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	<input type="checkbox"/>	11,316円/月 (1,086単位)	<input type="checkbox"/>	14,702円/月 (1,411単位)
居宅介護支援(ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	<input type="checkbox"/>	5,668円/月 (544単位)	<input type="checkbox"/>	7,335円/月 (704単位)
居宅介護支援(iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	<input type="checkbox"/>	3,396円/月 (326単位)	<input type="checkbox"/>	4,397円/月 (422単位)

(2) 加算

	加算名称	料金(単位数)		算定要件
<input type="checkbox"/>	初回加算	3,126円/月 (300単位)		・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合
<input type="checkbox"/>	入院時情報連携加(Ⅰ)	2,605円/月 (250単位)		利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
<input type="checkbox"/>	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,084円/月 (200単位)		利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
<input type="checkbox"/>	退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携1回	4,689円/回 (450単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
<input type="checkbox"/>		連携2回	6,252円/回 (600単位)	
<input type="checkbox"/>		連携3回	9,378円/回 (900単位)	
<input type="checkbox"/>	退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携1回	6,252円/回 (600単位)	
<input type="checkbox"/>		連携2回	7,815円/回 (750単位)	
<input type="checkbox"/>	緊急時等 居宅カンファレンス加算	2,084円/回 (200単位)		病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
<input type="checkbox"/>	通院時情報連携加算	521円/回 (50単位)		利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

<input type="checkbox"/>	ターミナルケア マネジメント加算	4,168 円/月 (400 単位)	① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
<input type="checkbox"/>	特定事業所加算 (Ⅰ)	5,407 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合(1ヶ月につき)
<input type="checkbox"/>	特定事業所加算 (Ⅱ)	4,386 円/月 (421 単位)	
<input checked="" type="checkbox"/>	特定事業所加算 (Ⅲ)	3,365 円/月 (323 単位)	
<input type="checkbox"/>	特定事業所加算(A)	1,187 円/月 (114 単位)	

(3) 減算

	減算名称	料金(単位数)	算定要件
<input type="checkbox"/>	運営基準減算	所定単位数の 50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
<input type="checkbox"/>	特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位数を減算	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
<input type="checkbox"/>	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

(4) その他

<input type="checkbox"/>	交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり50円とする。
<input type="checkbox"/>	解約料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員(ケアマネジャー)又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	石澤 明日香
連絡先	電話番号:049-220-1105 FAX 番号:049-220-1106 受付時間:9 時 00 分から 18 時 00 分(土日祝を除く)

(2) その他の相談窓口

【川越市(保険者)の窓口】 川越市役所 介護保険課	所在地:川越市元町1丁目3番地1 電話番号:049-224-8811(代表) FAX 番号:049-224-5384 受付時間:8時30分から17時15分 (土日祝、12月29日から1月3日を除く)
【ふじみ野市(保険者)の窓口】 高齢福祉課 介護保険係	所在地:ふじみ野市福岡1丁目1番地1 電話番号:049-262-9037(代表) 受付時間:8時30分から17時15分 (土日祝、12月29日から1月3日を除く)
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体 連合会	所在地: 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番国保会館 電話番号:048-824-2568 FAX 番号 +- 00*44:048-824-2561 受付時間:8時30分から正午、13時から17時 (土日祝、12月29日から1月3日を除く)

8 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者 総合保険

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
-----------	---

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	石澤 明日香
-------------	--------

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

居宅介護支援事業所アスエイドでは、利用者が安心して居宅サービスを受けられるように、利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当居宅介護支援事業所では、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。
これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当居宅介護支援事業所が保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

居宅介護支援事業所を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 居宅介護支援事業所内での利用

- ・ 利用者に提供する介護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
- ・ 介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 利用者へのサービスの質向上(ケア会議・研修等)
- ・ その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、訪問看護事業所との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービス事業者、これから利用予定のあるサービス事業者、医療関係者、行政等

3. 使用する期間

契約開始から、契約終了まで

4. 条件

(1)個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。

(2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

利用者家族

〈住 所〉

〈氏 名〉

代理人

〈住 所〉

〈氏 名〉

(続柄)